

鹿嶋市 空家バンク

市内に空家を所有の皆様へ
空家バンクに登録（売買・賃貸）してみませんか？
鹿嶋市空家バンク制度は、市内の空家を有効活用し
良好な住環境の確保及び生活環境の保全を推進します。



1. 空家バンク制度について

鹿嶋市では空家の有効活用を通して、地域における生活環境の向上を図るため空家バンク制度の運用を開始しました。

市内に活用されていない空家等をお持ちの方で「売りたい」「貸したい」とお考えの方に物件を登録していただき、市内への定住等を目的として空家を「買いたい」「借りたい」とお考えの方に情報提供する制度です。

2. 対象となる空家とは？

市内に存在し、現在使用していない、または近く使用しなくなる予定の建物

※ただし以下に該当する空家は除きます。

- ①過去に所有者等の居住使用実態がない等、賃貸または分譲を目的として建築された建物
- ②建築基準法及び都市計画法上、違法なもの

3. 空家バンク活用にもなう費用について

登録・利用については一切かかりません！

登録物件が売買又は契約がなされた場合は、媒介業者に対し宅地建物取引業法に定められた報酬を支払うこととなります。

～その他詳細につきましては、鹿嶋市役所 都市計画課までお気軽にお問い合わせください～



お問い合わせ・ご相談先

〒314-8655 茨城県鹿嶋市平井1187番地1 鹿嶋市役所 都市計画課
TEL：0299-82-2911 FAX：0299-82-4900

申請に必要な書類は？

【空家所有者：物件登録】

- 鹿嶋市空家バンク制度登録申込書（様式第1号） 同意書（様式第3号）
 鹿嶋市空家バンク制度登録カード（様式第2号）

<添付書類>

- 案内図 間取り図 登記事項全部証明書（土地・建物）

★相続登記未済の場合

★申込み者が所有者と異なる及び所有者が複数人の場合

戸籍謄本

委任状（任意様式）

その他（相続者全員の同意書等）

【空家利用希望者：利用登録】

- 鹿嶋市空家バンク制度利用登録申込書（様式第10号） 誓約書（様式第11号）

<添付書類>

- 本人確認書類（運転免許証等の写し） 現在事項全部証明書（法人の場合のみ）

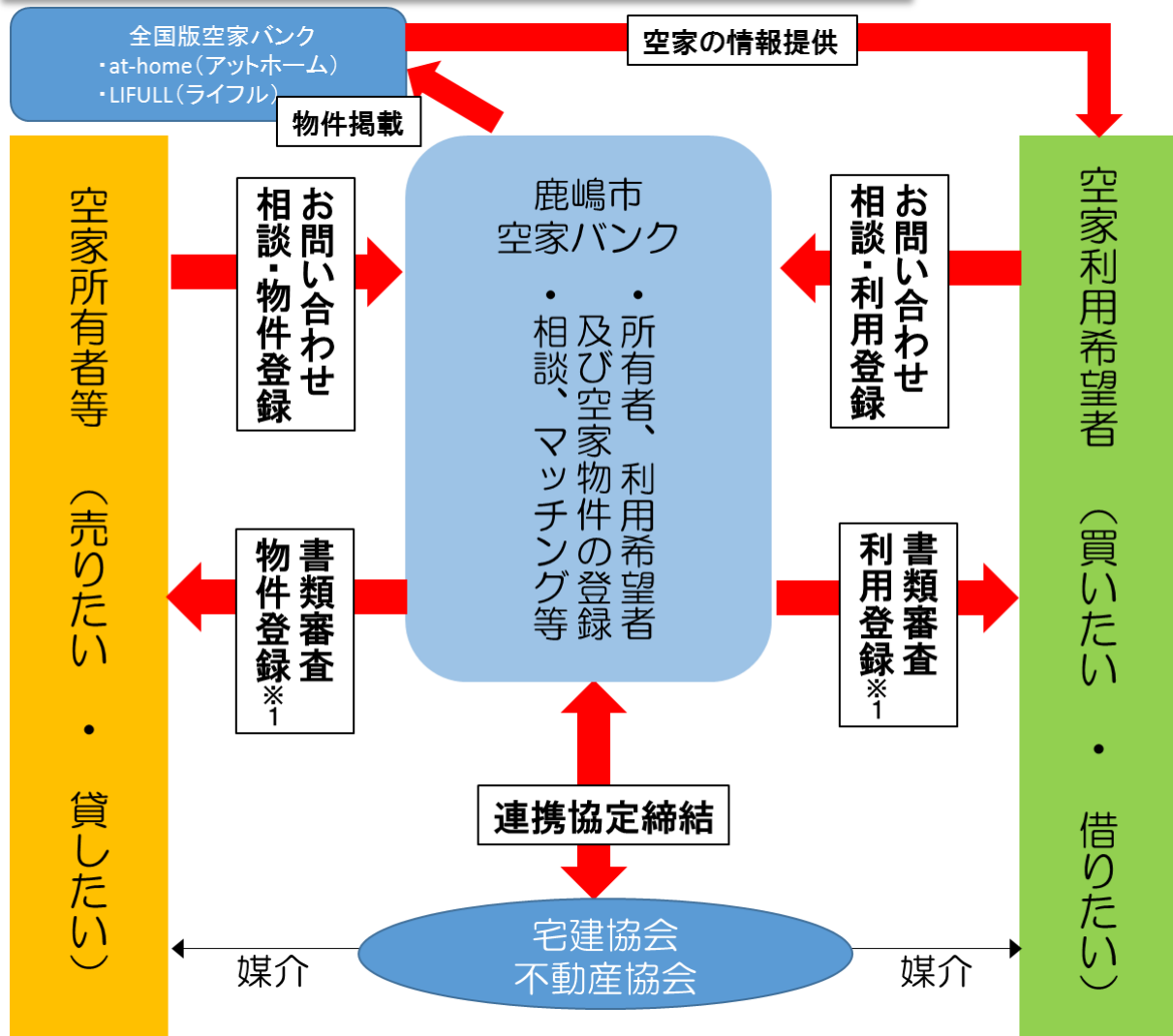
※印鑑（朱肉を使用するもの、認印可）もご持参ください。

※鹿嶋市個人情報保護条例（平成15年鹿嶋市条例1号）の規定の趣旨に基づき申込みされた個人情報は本事業の目的以外に利用いたしません。



鹿嶋市公認マスコットキャラクター
ナスカちゃん

空家バンク利用について【イメージ図】



※1 空家バンク制度への物件登録及び利用登録期間は、登録日の属する年度の翌々年度の3月31日までとします。

※事業の詳細、手続き等については
鹿嶋市役所 都市計画課までお問い合わせください。
<http://city.kashima.ibaraki.jp/>

